

水焰の能

No.36



水焰の能

〓 榎引東小学校児童による仕舞

七月三十日(土)、第三十三回『水焰(すいえん)の能』が榎引総合運動公園で開催され、黒川下座による能と狂言、榎引東小学校児童による謡(うたい)や仕舞(しまい)が演じられました。

榎引東小学校では昭和六十年から黒川能下座の方より指導を受け、学芸会等で発表してきましたが、平成十五年からはこの『水焰の能』でも演じられるようになったとのこと。

今後もこの重要無形民俗文化財である黒川能の伝統を受け継ぎ、謡や仕舞を通して地域とのつながりを強くし、これからも郷土を愛し、大切に思ってもらえたらと思います。



第4回定例総会を開催 〜平成28年度の活動方針等を決定〜

鶴岡市農業委員会第4回定例総会が4月28日、出羽庄内国際村ホールを会場に開催されました。

総会では、今年度の委員会活動方針を含む4件の議案が上程され、慎重審議の結果、全て原案どおり可決されました。

鶴岡市農業委員会第4回定例総会は、鶴岡市副市長、農林水産部長、農林水産部参事兼農山漁村振興課長、農政課長、農政課主幹を来賓に迎え開催され、鶴岡市



議長を務める三浦会長

農業委員会の「活動方針」と、「建議・要望書」を慎重審議のうえ可決しました。今総会に提案されました議案は以下のとおりです。

- 平成28年度鶴岡市農業委員会活動方針
- 農地の受け手への支援に関する要望書（農林水産大臣あて）
- 日本の食料安全保障に関する建議書（農林水産大臣あて）
- 鶴岡を世界に売り込むための要望書（鶴岡市長あて）



総会終了後は全員協議会が行われ、研修として農林水産部参事、農政課長を講師に、農林水産部における本年度施策の考え方や、主要事業等について理解を深めました。

また、引き続き農業振興・担い手、営農、食育・地産地消の各専門委員会が開催され、今後の活動計画等について話し合いが行われました。

なお、活動方針や建議・要望書は農業委員会のホームページでご覧いただけます。



榎本市長へ 要望書を提出

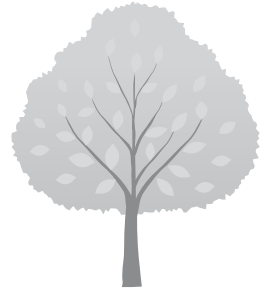
5月17日に三浦伸一会長、渡部長和会長職務代理者、石川守東部農地部会長、今野喜好西部農地部会長、伊藤治一農業振興部会長が榎本政規市長を訪れ、本総会において議決された要望の趣旨等を説明しながら提出しました。

榎本市長からは、「鶴岡にはただちや豆やメロンなど誇れる食材がある。今後積極的にPRしていきたい。」とのお話がありました。

農業委員会では、地域農業を守り、農業者の皆さんが意欲と希望を持って農業に取り組める環境を実現するため、今後も農業の現場における生の声を市及び国・県等の関係機関へ伝えていきます。



～次世代に大切な農地を残すために～ 農地パトロールを実施しました



農業委員会では8月5日に管内の農地パトロールを行いました。
毎年実施するこのパトロールでは、管内の農地の実態把握、農地の違反転用がないか、などを農業委員で確認しています。

平成28年度の農地パトロールでは、市内各地域のそれぞれ一か所ごと、計五か所を視察しました。

市の補助事業を活用した電気柵のほ場

～朝日・倉沢～

最初は、平成28年度に市の補助事業を活用し、猿害対策として5haの広大な区域に電気柵を設置した田を視察し、地元委員から地域の実情の説明がありました。

県の事業を活用した農地整備事業団地

～榊引・たらのき代～

二か所目は県営経営体育成基盤事業による農地基盤整備事業地。今回はそのうちの天狗森事業区(10・7ha)を視察し、土地改良区担当者より説明を受けました。



基盤整備団地を視察（榊引地域）

新規就農者のほ場

～羽黒・手向～

三か所目は、新規就農者の兄弟が営農しているほ場を視察し、本人から営農状況を聞き取りました。

カウンタ地だったほ場を機構事業で借り受け

～藤島・添川～

四か所目は、カウンタ対象農地であった桑畑を農地中間管理機構から借り受けることで経営所得安定対策交付対象水田となる予定地

を視察しました。

農地転用許可地

～鶴岡・青龍寺～

最後は農地転用を許可した施設について、施設の担当者の説明を受け、申請どおりの工事を行っているかを確認しました。



転用許可地を視察（鶴岡地域）

このパトロールでは、地域が抱えている問題や、それぞれががんばっている農業者の状況等を見聞きするよい機会となりました。

農地利用状況調査を実施しています

農業委員会では、本年度も市内すべての農地を対象に、遊休農地及び違反転用箇所を把握するため、農業委員等による「農地利用状況調査」を実施しています。

調査の結果、遊休農地などの所有者等には、今後の利用について『意向調査』を行うとともに、是正指導や勧告を行う場合もあります。

遊休農地は病害虫の発生など、近隣農地や住民に迷惑がかかりますので、草刈や耕起等による適正な管理をお願いします。(調査にあたり、立ち合い等の必要はありません。)

農業者年金視察研修報告

農業者年金加入実績で青森県内屈指の
青森県十和田市の取り組みなどを視察しました。



初日は、青森県の主力農産物である長芋、にんにく、ごぼう、大根等の生鮮販売と加工販売を行っている(有)柏崎青果を訪問しました。

この会社は平成3年に設立され、安全な農産物を年間を通して安定的に出荷しているとのこと。ま

(有) 柏崎青果

7月21日、22日の2日間、青森県十和田市を中心に、農業者年金研修視察に行ってきました。



た、加工品ではにんにくに付加価値を付けた「熟成おいらせ黒にんにく」を開発し数々の賞を受賞しているほか、「切り干し大根」、「切り干しdeサラダ」などもヒット商品となり販路も確実に拡大しているそうです。

加工野菜については、実際に加工場を案内していただき、加工の過程について丁寧な説明をしていただきました。今後は生鮮はもとより乾燥技術の向上をはかり、さらなる商品開発を進めるとともに、「食イコール健康」をテーマに世界に向け発信していきたいとの



ことでした。

参加委員も積極的に質問をし、六次産業化への取り組みに大いに刺激を受けました。

十和田市農業委員会

二日目には十和田市農業委員会を訪ねました。

まず、事務局より十和田市の概要について説明がありました。豊かな自然と近代的な都市機能が調和した美しい街であるだけでなく、主要作物の作付面積などがほぼ県内一であることなど、農業にも力を入れているという印象でした。

○農業者年金への取り組み

十和田市では家族経営協定とセットで加入を推進しているようで、JA広報誌等を活用した広報活動を行っているっており、近年の活動としては、農業委員全員が加入推進員となり地元農業者の加入に力を入れているとのことでした。

また特徴的なこととして、新規加入に結び付いた加入推進員(農業委員)には農業者年金推進協議会より報奨金(新規加入者一名につき五〇〇〇円)が支給される制度があり、それも加入推進の励みになっているようでした。

今後の課題は、女性の加入をいかに増やすかで、JAとの連携、推進部長任せにしないことや、女性委員による推進活動が重要であるとの説明がありました。

地道な活動が加入推進につながることを再確認した研修でした。

(農業委員 五十嵐 覚)

地域の特色を生かした農業等の取り組みを学ぶ

～農地部会 移動部会を開催～

鶴岡市農業委員会では、管轄する農地が広範囲であるため、旧東田川郡を管轄する東部農地部会と、旧鶴岡市・旧西田川郡を管轄する西部農地部会を設置しており、それぞれ農地法及びその他の法令に基づく権利移動などについて審議を行っています。

移動部会は、広域に渡る鶴岡市の地域特性・魅力・先進事例を学ぶため、委員が各地域を訪問し、意見交換や情報の共有を行う活動です。



東部農地部会 ～七五三掛地すべり 対策現場等を視察～



東部農地部会（藤島、羽黒、櫛引、朝日地域の委員17名）の移動部会は、6月10日に朝日地域にて開催されました。

初めに視察したのは、七五三掛地すべり現場と排水トンネル。

現地では災害発生時の様子を写真を使っての説明がありました。道路の亀裂や段差、家屋の基礎の歪みがありありと映っており、事の重大さを物語っていました。

した。また、その後に見学した排水トンネルでは、地下水を排水する工事が今なお続けられている状況で、委員からは農地への影響や安全対策など、多くの質問が出されました。

続いては、月山あさひ博物村の月山ワイン山ぶどう研究所。

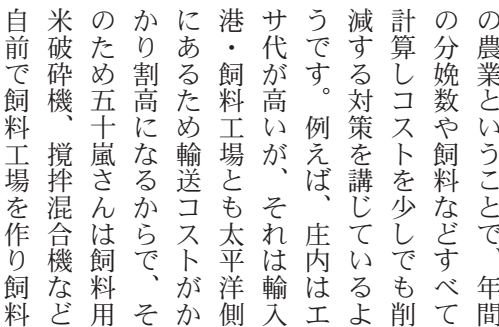
昨年に導入されたワインの充填ラインの説明を受け、より安全で高品質な月山ワインへの加工が行われていることを知りました。すでに数々の賞を受賞している月山ワインですが、さらにおいしくなり、鶴岡を代表する特産品になっていくことを確信しました。

今回は通常では見ることのできない施設で、貴重な話を聞くことができ、良い経験になりました。

（農業委員 伊藤由紀子）



西部農地部会 ～地元農業者の 講演会～



西部農地部会（鶴岡、温海地域の委員15名）の移動部会は、7月8日に温海地域で行われました。

部会終了後に鶴岡市小名部の五十嵐一春氏を招いて、演題「私の目指す農業スタイル」と題して講演を頂きました。

五十嵐さんは養豚＋アスパラガス＋水稻の複合経営で生計をたてています。

養豚に関しては、生産性を高め売上高を伸ばす攻めの農業ということで、年間の分娩数や飼料などすべて計算しコストを少しでも削減する対策を講じているようです。例えば、庄内はエサ代が高いが、それは輸入港・飼料工場とも太平洋側にあるため輸送コストがかなり割高になるからで、そのため五十嵐さんは飼料用米破砕機、攪拌混合機など自前で飼料工場を作り飼料

を配合していました。これらの投資により飼料コストを削減したうえで良質な枝肉を生産しています。

一方、アスパラガスの作付け面積は240aで、豚の堆肥・液肥を栽培に活用しています。出荷量は年間10tでほとんどが関東方面に出荷しているとのこと。

これからも目標を高くもって突き詰めていきたいというところで、「やれば出来る」のスタイルで頑張っているようでした。

まとめの言葉「食は命」。

（農業委員 五十嵐 覚）



農地中間管理事業に関するお知らせ

農地中間管理事業とは、農地中間管理機構が、農地の借受け・貸付け等を行うことにより、担い手への農地集積・集約化を推進しようとする新しい仕組みのことです。

農地中間管理事業により農地を貸し付けた場合、土地所有者や地域等に対して、条件により、協力が交付される場合がありますが、その交付基準が国の制度変更にもとない、次のとおり大きく変わりましたのでお知らせします。

◆個々の農家への支援

※国の予算によっては、交付単価が変わる場合があります。

機構に農地を貸し付けることにより

- 経営転換する農業者●リタイアする農業者
- 農地の相続人で、農業経営を行わない方

① 経営転換協力金

| | |
|-------------------|-----------|
| 新規集積農地面積【※1】 | 2.5万円/10a |
| それ以外 | 2.3万円/10a |
| (1戸あたり上限額 70万円/戸) | |

機構の借受け農地に隣接する農地または2筆以上の農地で、●自ら耕作する農地を機構に貸付けた所有者●所有者が農地を機構に貸付けた場合は耕作者

② 耕作者集積協力金

| | |
|--------------|-----------|
| 新規集積農地面積【※1】 | 1.0万円/10a |
| それ以外 | 0.8万円/10a |

※①、②とも10年以上の貸付けであることが条件です。

※同年度に①と②の両方を申請することはできません。

【※1】「新規集積農地面積」とは、機構への貸付前1年間に、担い手【※2】以外の農業者が耕作していた農地を、担い手に貸し出した農地面積です。

【※2】担い手とは、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農経営のことです。

◆地域に対する支援

※国の予算によっては、交付単価が変わる場合があります。

「人・農地プラン」など地域の話し合いにより、地域の一定割合以上の農地を機構に貸し付けた場合、地域に交付されます。交付金の使途は地域の話し合いで決めることができます。(交付には地域での農地集積・集約化の話し合いが必要です。)

③ 地域集積協力金

| | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 機構への貸付割合 | 2割超5割以下 | 5割超8割以下 | 8割超 |
| 交付額 | 0.4万円/10a | 0.7万円/10a | 1.0万円/10a |

農地所有者への固定資産税の軽減があります

平成28年度以降、農地中間管理機構に所有する全農地（10a未満の自作地を除く）を10年以上貸し付けた場合、固定資産税が一定期間、軽減されます。

- ① 貸付期間が10年以上15年未満の場合……………3年間、二分の一に軽減
- ② 貸付期間が15年以上の場合……………5年間、二分の一に軽減

荒れた農地を放置している方はご注意ください！

耕作を放棄し、荒れたままになっている農地（遊休農地といいます。）を、耕作または管理の再開をしなかったり、どなたかに耕作の目的で貸さないでおくと、将来、その農地の固定資産税が約1.8倍になることがあります。耕作や草刈りなどの管理を再開するか、農業委員会が行う『利用意向調査』で「農地中間管理機構へ貸し付けをする。」との意思を表明することで、対象でなくなりますので、貸し付けなどをご検討してはいかがでしょうか。

詳しくは、農業委員会事務局または各分室へお問い合わせください。

平成28年度鶴岡市認定
農業者会議総会が
開催されました

6月29日、東京第一ホテル鶴岡で行われた総会では、平成27年度の事業報告と決算報告、平成28年度の事業計画及び予算について協議され、代議員全員の賛成により承認されました。

また、本年度は役員の変更が行われ、新会長に南支部の五十嵐一雄さん(民田)が選出されました。
総会終了後は情報交換が行われ、各支部間で交流を深めました。



新会長の五十嵐氏

農地等の貸付・売渡に関する
農地の情報(アグリランドバンク)を公表しています

農地の貸し借り、売買については、地域の農業委員や生産組合長、JA等の仲介やあっせんにより行われていますが、昨年度より、貸し付け、売り渡しを希望する農地の情報を公表しています。

市のホームページから農業委員会のページに進むと「アグリランドバンク」が公表されています。

掲載されている農地の借り受け、買い受けを希望される場合、また、貸し付けまたは売り渡しの情報を掲載したい場合は、事務局または各分室にお申し出ください。

鶴岡市

農地等の貸付・売渡に関する農地の情報(アグリランドバンク)の公表

農地等の貸付・売渡に関する農地の情報(アグリランドバンク)の公表

農地の貸し借り、売買については、地域の農業委員や生産組合長、JA等の仲介やあっせんにより行われていますが、昨年度より、貸し付け、売り渡しを希望する農地の情報を公表しています。

～農地の貸付・売渡情報一覧～

| 貸付番号 | 地域 | 面積 | 内容 | 用途 | 希望期間 | 希望額 | 備考 | 問い合わせ先 |
|------|----|----|----|----|------|-----|----------|----------|
| 1 | 鶴岡 | 2 | 畑地 | 畑地 | 短期 | 10 | 1000000 | 農業委員会事務局 |
| 2 | 鶴岡 | 3 | 畑地 | 畑地 | 短期 | 15 | 1500000 | 農業委員会事務局 |
| 3 | 鶴岡 | 4 | 畑地 | 畑地 | 短期 | 20 | 2000000 | 農業委員会事務局 |
| 4 | 鶴岡 | 5 | 畑地 | 畑地 | 短期 | 25 | 2500000 | 農業委員会事務局 |
| 5 | 鶴岡 | 6 | 畑地 | 畑地 | 短期 | 30 | 3000000 | 農業委員会事務局 |
| 6 | 鶴岡 | 7 | 畑地 | 畑地 | 短期 | 35 | 3500000 | 農業委員会事務局 |
| 7 | 鶴岡 | 8 | 畑地 | 畑地 | 短期 | 40 | 4000000 | 農業委員会事務局 |
| 8 | 鶴岡 | 9 | 畑地 | 畑地 | 短期 | 45 | 4500000 | 農業委員会事務局 |
| 9 | 鶴岡 | 10 | 畑地 | 畑地 | 短期 | 50 | 5000000 | 農業委員会事務局 |
| 10 | 鶴岡 | 11 | 畑地 | 畑地 | 短期 | 55 | 5500000 | 農業委員会事務局 |
| 11 | 鶴岡 | 12 | 畑地 | 畑地 | 短期 | 60 | 6000000 | 農業委員会事務局 |
| 12 | 鶴岡 | 13 | 畑地 | 畑地 | 短期 | 65 | 6500000 | 農業委員会事務局 |
| 13 | 鶴岡 | 14 | 畑地 | 畑地 | 短期 | 70 | 7000000 | 農業委員会事務局 |
| 14 | 鶴岡 | 15 | 畑地 | 畑地 | 短期 | 75 | 7500000 | 農業委員会事務局 |
| 15 | 鶴岡 | 16 | 畑地 | 畑地 | 短期 | 80 | 8000000 | 農業委員会事務局 |
| 16 | 鶴岡 | 17 | 畑地 | 畑地 | 短期 | 85 | 8500000 | 農業委員会事務局 |
| 17 | 鶴岡 | 18 | 畑地 | 畑地 | 短期 | 90 | 9000000 | 農業委員会事務局 |
| 18 | 鶴岡 | 19 | 畑地 | 畑地 | 短期 | 95 | 9500000 | 農業委員会事務局 |
| 19 | 鶴岡 | 20 | 畑地 | 畑地 | 短期 | 100 | 10000000 | 農業委員会事務局 |

農地情報(アグリランドバンク)のページ

農地を農地以外の地目にするときは、必ず許可を受けましょう

自分の所有する農地を農地以外のもの(宅地、雑種地など)にする場合(転用といいます。)、または転用のために権利の移転(売買・貸借等)を行う場合は、農業委員会の許可が必要です。

この許可を受けずに農地を転用した場合や、事業計画どおりに転用事業を行っていない場合には農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令を行うことがあります。違反の場合には、懲罰または罰金という罰則の適用もありますので、農地転用を行う際は必ず許可を受けるようにしましょう。

『荒れている農地を生き還らせよう!!』

～耕作放棄地再生利用緊急対策交付金をご活用ください～

荒廃した耕作放棄地を引き受け、農地を再生する農業者・農業者等の組織する団体等が行う再生作業や土づくり、作物の作付、加工・販売の試行、必要な施設の整備等の取組を総合的に支援します。

1. 支援内容

- (1) 再生作業（障害物除去等及び土づくり）を一体的に支援
 - ① 定額支援…… [5万円/10a] ※中心経営体に集約化する場合は6万円/10a
 - ② 定率支援…… [総事業費の1/2以内] ※重機を用いて行う場合
- ※市の補助金（国庫補助金の1/2以内）が加算できる場合があります。
- (2) 土づくり（(1)の再生作業とは別に、特に必要な場合）…… [2.5万円/10a]
- (3) 営農定着（再生農地への作物作付）…… [2.5万円/10a]
- (4) 施設等補完整備（農道、用排水施設等の整備）…… [1/2以内]
- (5) 実証ほ場の設置・運営、試験販売等…… [定額]

2. 前提条件

- (1) 農地の貸借等契約により、土地所有者に代わり再生作業を行い、5年間以上耕作することが見込まれること。
- (2) 再生作業を行うに当たって、再生費用が10万円/10a以上必要とする耕作放棄地であること。
- (3) 農振農用地区域内の農地であること。

◆詳しい内容等については、農業委員会事務局または各分室にお問い合わせください。

ぜひお越しください！

◎日時 10月15日・16日
◎会場 鶴岡市小真木原運動公園

事例を紹介したパネルの展示等を行います。

果物の販売、耕作放棄地の解消事例を紹介したパネルの展示等を行います。

また、旬の野菜や農産物の販売、耕作放棄地の解消事例を紹介したパネルの展示等を行います。

「つるおか大産業まつり」

今年もふるまいます！
地場産大豆の寄せ豆腐

農業者年金に加入しませんか

- ①農業に従事されている方は誰でも加入OK！
 - ②少子・高齢化時代に強い積立方式の年金！
 - ③終身年金で80歳までの保証つき！
 - ④支払った保険料は全額社会保険料控除！
 - ⑤手厚い政策支援、保険料に国庫補助も！
 - ⑥保険料の額は範囲内（※）で自由に設定！
（※月額2万円～6万7千円）
- ～農業者の方なら広くご加入いただけます～
- ◎JA各支所、農業委員会事務局または各分室へご相談ください。

全国農業新聞を購読しませんか

暮らしと経営に役立つ農業情報を週一回お届けします。

購読料 1ヶ月700円(税込)

◎購読のお申し込みは農業委員会事務局または各分室へ

あとながき

暑い夏も終わり、収穫の秋となりましたが私としては一年で一番忙しい枝豆の収穫が終わりほっとしている初秋です。水稲、果樹の方々にとってはこれから本番です。ね。農業者の半分は女性ともいいます。農作業は、女性抜きでは考えられませんが、家事もしながらの農作業ですが、女性の力を男性陣が必要としているのです。収穫の喜びを感じながらもうひと頑張りしましょうか！

(小南 美弥子)

- 鶴岡分室 25-2111 (代表) ○櫛引分室 57-2114 ○羽黒分室 62-2111 (代表)
- 朝日分室 53-2111 (代表) ○温海分室 43-4616

鶴岡市農業委員会事務局

〒999-7696 鶴岡市藤島字笹花25(藤島庁舎内) ☎64-5868(直) FAX.64-5846
http://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/nougyouinaki/index.html